

## 日本企業における中国実用新案制度の活用状況

国際第3委員会\*

**抄 録** 近年、急激な経済成長を遂げる中国では、特許、実用新案、意匠を合わせた専利出願が急激な伸びを示しており、2015年までに年間250万件出願することが目標として掲げられている。

そこで、本稿では、日本企業の中国実用新案の利用状況や、中国実用新案について関心のある事項を調査すべく会員企業に対してアンケート調査を実施すると共に、積極的に中国の実用新案を利用している企業に対してヒアリングを実施し、その施策を検討したので併せて報告する。

### 目 次

1. はじめに
2. 中国実用新案制度の説明
  2. 1 実用新案の定義
  2. 2 実用新案の出願段階での特徴
  2. 3 実用新案の権利行使段階での特徴
3. 中国における実用新案の統計データ
4. アンケート結果の紹介
  4. 1 中国特実出願状況
  4. 2 中国実用新案出願の実態調査
  4. 3 中国特実出願のウォッチング状況調査
  4. 4 中国実用新案による被警告経験調査
5. 日本企業の対応状況
  5. 1 電気系企業A社
  5. 2 機械系企業B社
  5. 3 機械系企業C社
  5. 4 機械系企業D社
  5. 5 機械系企業E社
  5. 6 化学系企業F社
6. まとめ
7. おわりに

### 1. はじめに

近年、急激な経済成長を遂げる中国では、特許、実用新案、意匠を合わせた専利出願が急激な伸びを示しており、2005年に50万件足らずだった出願件数が、2010年に120万件、2011年に

は160万件を突破した。そして、中国政府から発表された「専利審査業務“十二五”計画」によれば、専利の出願件数を2015年までに年間250万件出願することが目標として掲げられており、更なる増加が予想される。このように急増する専利出願だが、その中でも実用新案は、特許、意匠を上回る伸び率で急増している。

また、中国における実用新案の内国人（外国企業の現地法人も含む）、外国人の出願比率をみると、内国人の出願比率が99%を超えており、中国の内国人が実用新案を圧倒的に多く利用している状況にある。

中国の内国人による実用新案の出願件数が増加していくとともに、実用新案により外国企業が訴えられるケースも目立ち始めてきた。一例として、正泰グループがシュナイダー社に対して実用新案権を行使して高額な賠償額を勝ち取ったケース（約1.5億元（約22億円）で和解）や、中国の個人権利者（徐焱）が実用新案権を行使して複数の侵害訴訟を提起するといったケースも報じられている。このように実体審査の無い実用新案による権利行使が増加するにつれ、日

\* 2011年度 The Third International Affairs Committee

本企業の中国実用新案リスクに対する関心も次第に高まってきた。

そこで、我々は、日本企業の中国実用新案の利用状況や、中国実用新案について関心のある事項を調査すべく会員企業に対してアンケート調査を実施した。図1は中国の実用新案について関心ある事項をアンケート調査した結果を纏めたグラフである。

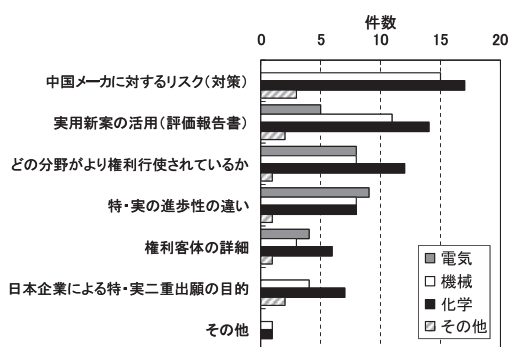


図1 中国実用新案への関心事

このグラフからは、日本の企業が、実用新案の活用や中国メーカーに対するリスク、どの分野がより権利行使されているか、といった点に関心が高いことがうかがえる。尚、アンケートの調査結果については4章で詳述する。

また、本稿では、積極的に中国の実用新案を利用している日本企業に対してヒアリングを実施することにより、その施策を検討したので併せて報告する。

なお、本稿は、2011年度の国際第3委員会第1ワーキンググループの高野 昌浩（日立建機副委員長）、大城 貴士（富士通 副委員長）、羽賀 誠哉（小松製作所）、角田 慎一（リコー）、服部 満（日本ガイシ）、柏木 忍（出光興産）、坂下 勉（住友金属工業）、林 政毅（日東電工）、譽田 裕丈（シャープ）、井上 毅（積水化学工業）、北川 早紀（神戸製鋼所）、橋本 美樹（東芝エレベータ）、以上12名が作成した。

## 2. 中国実用新案制度の説明

### 2.1 実用新案の定義

実用新案とは、中国専利法第2条第3項によれば、「製品の形状、構造またはそれらの組合せについてなされた実用に適した新しい技術をいう。」と規定されており、各種方法、製品の用途、特定の形状がない製品、単なる平面のデザインを特徴とする製品、物質の分子構造や成分等は保護対象ではない。

### 2.2 実用新案の出願段階での特徴

#### (1) 審査制度

中国では、実用新案出願に対して方式審査は行わすが、新規性、進歩性などの実質的な登録要件の審査は行わない。

#### (2) 審査期間

前述の如く、実用新案は方式審査のみで登録されるため早期に権利化が可能である。実用新案は平均9～12ヶ月で登録可能であり、特許の平均36ヶ月に比べるとかなり早く権利化が可能である。従って、早く権利行使したい場合などには実用新案制度の活用が有効である。

#### (3) 権利期間

実用新案の権利期間は出願から10年である。

#### (4) 費用

実用新案は特許と比較して出願費用、権利維持費用が安い。例えば、実用新案の出願庁費用は500人民元に対して特許は950人民元である。また、10年間の権利維持庁費用も実用新案が4,905人民元に対して特許は8,355人民元である。

#### (5) 特実併願制度

2008年の中国専利法第3次改正によって従来

問題となっていた重複授権について規定され、同一出願人が同日に同一の発明について特許および実用新案の両方を出願すること（特実併願制度）が可能となった。この際、同日出願の宣言が必要である。この制度では、特許出願が特許権付与の要件を満たし、かつ出願人が同一の発明創造について登録された実用新案権を放棄することにより、特許権を取得することもできる。また、特許出願を補正することにより2つの権利の技術的範囲が異なれば、同時に存在させることも可能である。

例えば、一部の日本企業や中国企業ではこの特実併願制度を以下のように利用し、実用新案と特許のうまい使い分けを行っているようである。ある技術成果について、発明創造を早く権利化し市場においてその効力を発揮したいニーズと、長期間権利保護したいニーズの両方があるとす。このような場合、特実併願制度を利用することにより、短期間内に実用新案権を取得可能であり、特許権の登録と同時に実用新案権を放棄すれば、特許権のみによるものより長い権利期間を得ることが可能になる。

なお、中国では2つの権利の技術的範囲の一部が重複しても同一の発明創造に該当しないと規定されている（審査指南第2部第3章第6節）。

## 2. 3 実用新案の権利行使段階での特徴

### (1) 進歩性の判断基準

審査指南第4部第6章によると、特許と実用新案では進歩性の違いが明確である。実用新案では、進歩性を判断する際の先行技術の文献数を通常2件以下としている。これに対し、特許では3件以上の先行技術文献を組み合わせると進歩性が判断され得る。

また、従来技術分野についても、実用新案では「当該実用新案の属する技術分野を重視」するが、特許では「当該特許の属する技術分野を

考慮するだけでなく、それに近い分野または関連する技術分野、及び当該発明が解決しようとする技術的課題により当業者が技術的手段を調べ得るその他の技術分野についても考慮」とあり、実用新案の従来技術の範囲が特許に比べて制限され、狭いのが特徴である。

### (2) 権利の活用

#### 1) 評価書の提出義務

中国の実用新案を権利行使する際、評価書の提出は不要であり（中国専利法第61条）、訴訟を提起しやすい環境にある。

#### 2) 権利行使のリスク

中国では、原告が勝訴して被告から損害賠償を受け取った場合、仮に無効審判で実用新案が無効になったとしても、悪意がある場合を除き、既に受け取った損害賠償金を返還しなくてもよいとされる（中国専利法第47条2項）。

また、日本では、権利行使後に実用新案権が無効となった場合は、権利者が自己の無過失を立証しない限り損害賠償責任が生じるが、中国では、権利行使後に実用新案権が無効となった場合でも、悪意がある場合を除き<sup>1)</sup>、損害賠償責任が生じない。

従って、中国では実用新案権に基づいて権利行使されるリスクが高くなると考えられる。

最後に、表1（文末）に中国と日本の実用新案制度の主な内容の比較を示す<sup>2)</sup>。

## 3. 中国における実用新案の統計データ

中国における専利の出願件数は、図2の国内外専利出願推移に示すように年々増加の一途を辿っている。2011年には国内外全体の発明、実用新案、意匠の合計出願件数が160万件を突破した。日本における特実意の出願件数の合計が40万件程度であることと比較すれば、その件数が際立って多いことがわかる。

160万件中、実用新案は58.5万件であり、発

明・意匠の件数を超えて最も出願件数が多い。また、2011年では2009年の約2倍に増加しており、件数の伸び率も凄まじい勢いである。

この実用新案の出願は、内国人からのものが圧倒的に多く、99%を超えている。

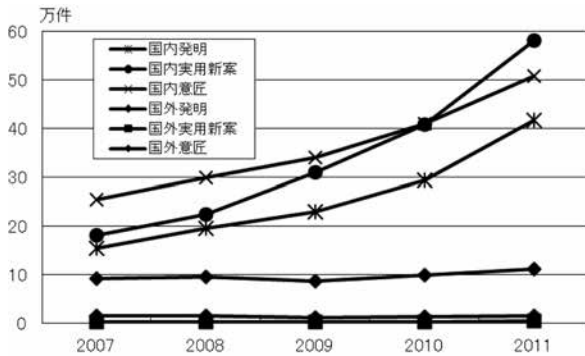


図2 国内外専利出願推移<sup>3)</sup>

外国出願人からの実用新案出願件数は、件数としては多くないが図3に示すように詳細に見ると伸び率は高く、増加傾向が見られる。このように、国内外で実用新案が注目され、出願件数が増加していることが分かる。

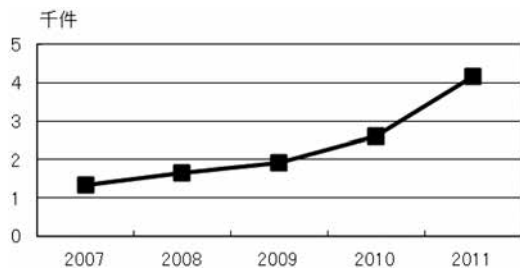


図3 国外実用新案出願推移<sup>3)</sup>

発明、実用新案が出願されているIPC分類別に出願件数を見ると、図4に示すように、セクションA（生活必需品）、セクションB（処理操作・運輸）、セクションE（固定構造物）、セクションF（機械工学・照明・加熱・武器・爆破）の各分野では発明より実用新案の方が多く出願されている。セクションC（化学・冶金）、セクションG（物理学）、セクションH（電気）

の各分野では実用新案より発明の方が多く出願されている。この傾向は製品の形状、構造等という実用新案の保護対象が影響しているものと考えられる。なお、セクションD（繊維・紙）は特許、実用新案共に出願が少ない。

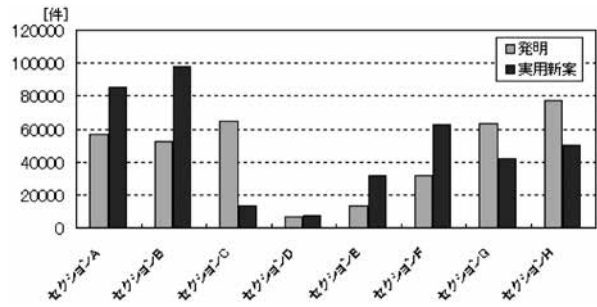


図4 2010年IPC分類別特実出願件数<sup>3)</sup>

図5にIPC分類別実用新案の出願推移を示す。セクションAやセクションB等、元々実用新案出願の多い分野については、出願の伸び率も高い。セクションCは実用新案の保護対象とならないものが多いとされているが、この技術分野も伸び率は低いが他の分野と同様に増加している。このことは化学分野においても実用新案の活用可能性が着目されてきていると考えられる。

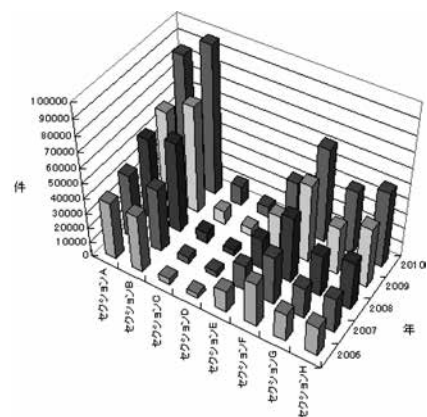


図5 IPC分類別実用新案出願推移<sup>3)</sup>

また、実用新案は無審査で登録となるが、下記の通り一度登録となった実用新案権は無効になり難いと推測される。

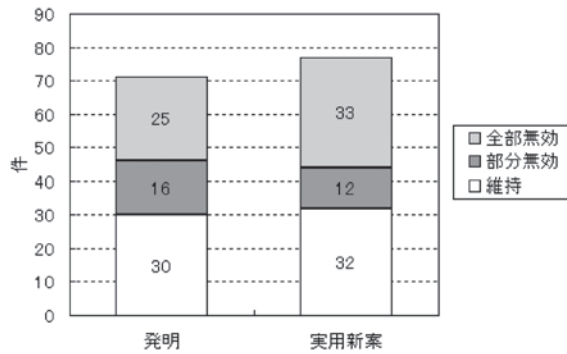


図6 無効審判の審決の内訳<sup>4)</sup>

図6は専利復審委員会が2008年8月31日までに受理した無効審判の審決内訳の平均比率である。これをみると、発明と実用新案で全部無効と部分無効の比率は多少異なるものの、維持率はほぼ同等である。このデータから、実用新案は無審査だからといって権利が不安定で多くが無効になるというわけではなく、権利の安定性は特許と同程度と考えられる。

このことは、実用新案が通常1または2件の従来技術を引用して進歩性を評価されるなど、進歩性基準の低さが影響しているものと推察される。

最後に中国における訴訟件数であるが、日本における知的財産権関係民事事件第一審の新受件数が2010年に631件であったのに対し、中国では専利関係民事事件第一審の新受件数が同じ2010年に5,785件となっているとのデータがある<sup>5)</sup>。

#### 4. アンケート結果の紹介

日本企業の中国実用新案制度の利用実態を把握すべく、国際委員会に委員を派遣している67社にアンケートを実施した。図7に、アンケートに協力頂いた企業の業種別内訳（電気、機械（金属、事務機器、輸送機器は機械として集計した）、化学（繊維、製薬、製紙、食品は化学として集計した）、その他）を示す。

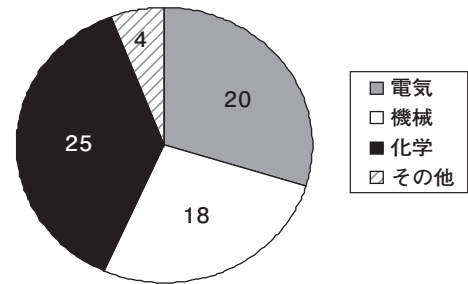


図7 アンケート協力企業の業種別内訳

#### 4. 1 中国特実出願状況

図8に業種別の年間の中国出願件数状況を、図9に業種別の外国出願に占める中国出願割合状況を調査した結果を示す（ここで中国出願とは特許と実用新案との合計を表す）。業種により出願状況に差異はあるものの中国への出願件数、出願比率が高い企業も多く、総じて中国出願は重視されていると考えられる。

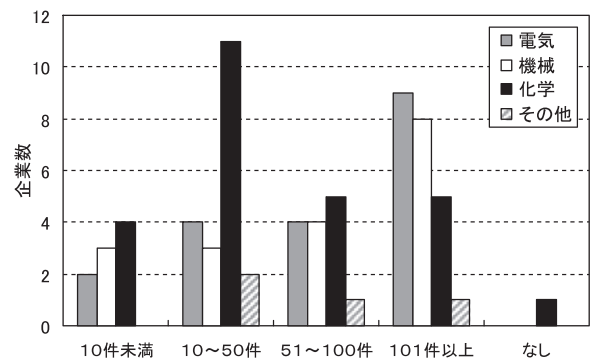


図8 年間の中国出願件数状況

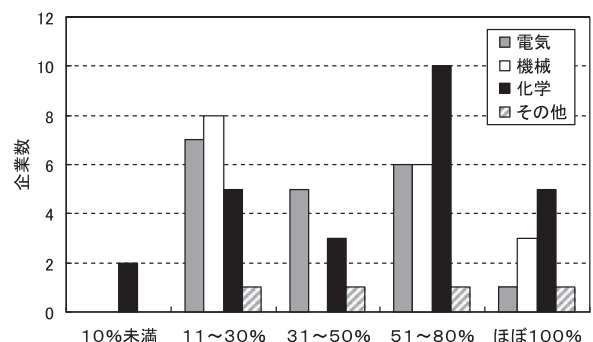


図9 外国出願に占める中国出願割合状況

## 4.2 中国実用新案出願の実態調査

図10に業種別の中国への実用新案出願経験の有無を調査した結果を示す。全体としては、約半数の企業で中国への実用新案出願経験があることが分かった。電気系、機械系企業に比べ化学系企業では経験無しが多いが、化学系企業では実用新案の保護対象外である発明が多いことが影響しているのではないかと考えられる。

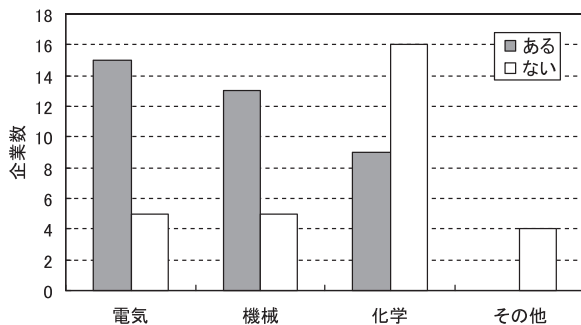


図10 中国への実用新案出願経験

図11に、図10で、中国への実用新案出願経験があると回答した企業を対象に中国への年間実用新案出願状況を調査した結果を示す。この図から中国実用新案を積極的に出願している企業も存在することが分かった。

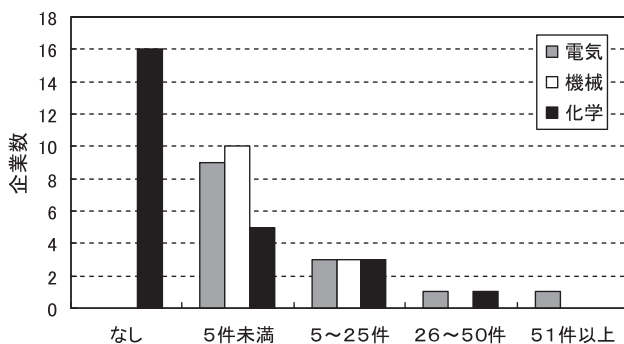


図11 中国への年間実用新案出願状況

図12に、図10で、中国への実用新案出願経験があると回答した企業を対象に中国実用新案を利用する理由（上位3つまで重複回答可）を調査した結果を示す。中国実用新案を利用する理

由としては、早期権利化、模倣対策、技術水準、防衛出願の順に多く、続いて訴訟リスク低減も多いことが分かった。

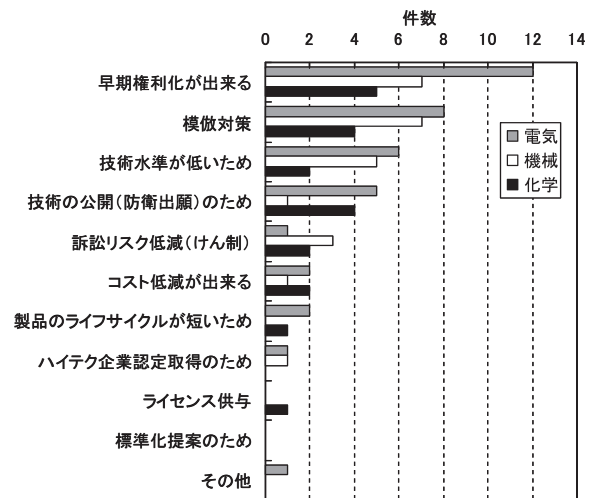


図12 中国実用新案を利用する理由

図13に、図10で、中国への実用新案出願経験があると回答した企業を対象に特実併願の利用状況を調査した結果を示す。過半数の企業が特実併願を利用したことがあることが分かった。なお、特実併願を利用したことがあっても電気系企業では現在利用していない企業が多いのに対し、機械系・化学系企業では現在利用している企業が多いことが分かった。

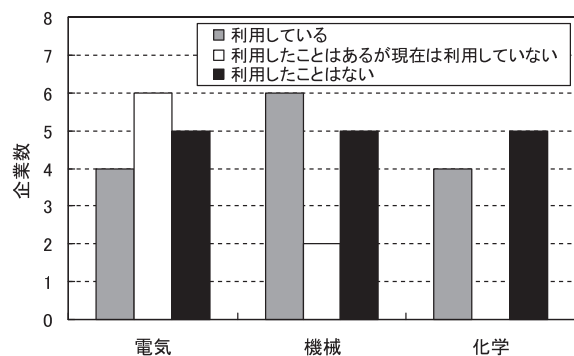


図13 特実併願の利用状況

図14に、図10で、中国への実用新案出願経験がないと回答した企業を対象に中国実用新案を利用しない理由（上位3つまで重複回答可）を調査した結果を示す。権利及び権利活用に対す

る不安感、権利期間の短さが理由の多くを占めることが分かった。併せて、化学系企業では、実用新案の保護対象外である発明が多いことも大きな理由の一つであることが分かった。

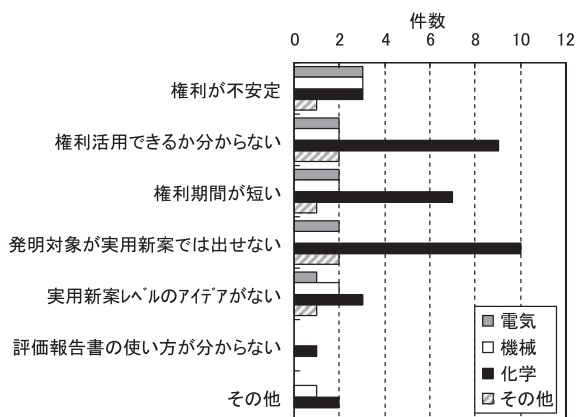


図14 中国実用新案を利用しない理由

図15に、図10で、中国への実用新案出願経験がないと回答した企業を対象に今後の利用意思を調査した結果を示す。この図から分かるように今後、実用新案を利用したいという企業が過半数を超えている。

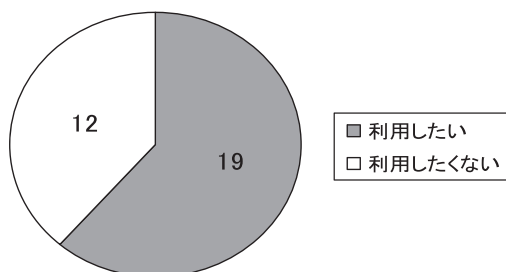


図15 中国実用新案の今後の利用意思

図16に、図15で、今後、中国実用新案を利用したいと回答した企業を対象に回答理由（上位3つまで重複回答可）を調査した結果を示す。中国への実用新案出願経験があると回答した企業の調査結果（図12）と同様、早期権利化、模倣対策が理由の多くを占めた。一方で、訴訟リスク低減の理由も少なくなく、中国での自社権利確保を主体として中国実用新案に対する関心の高さが反映されているものと考えられる。

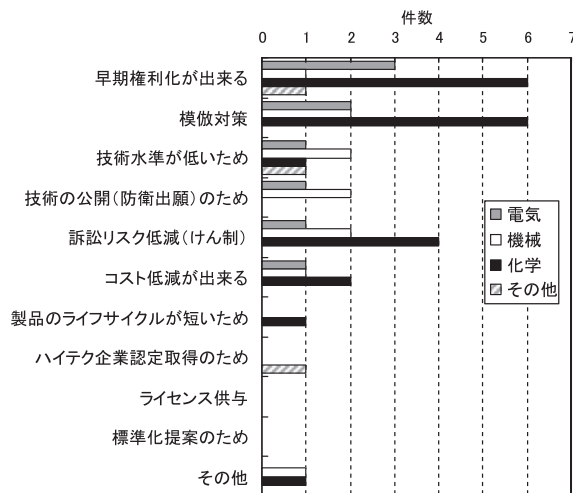


図16 実用新案を利用したいと思う理由

#### 4.3 中国特実出願のウォッチング状況調査

図17に中国の特許及び実用新案のウォッチング状況を調査した結果を示す。この図からは業種に関わらずウォッチングをしている企業も多いことが分かる。また、現状はウォッチングできていないが今後はウォッチングを行いたいと思っている企業も多いことが分かる。この結果から、業種に拘わらず中国での権利に対するリスク意識は高いことが窺える。

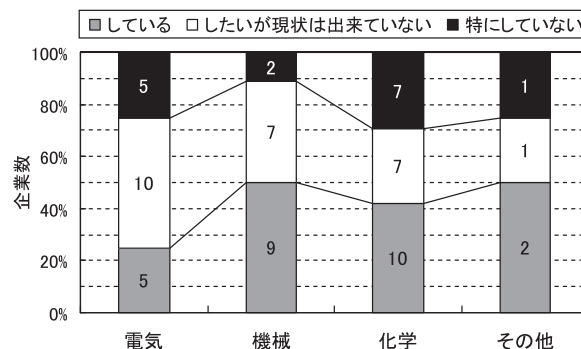


図17 中国特許・実用新案ウォッチング状況

図18に中国で注意を必要とする実用新案の存在確認の有無を調査した結果を業種別に示す。中国で注意を必要とする実用新案の存在を確認した企業は全体数としてはまだ多くはないが、機械系企業をはじめとして中国の内国人を権利

者とする注意を必要とする実用新案を見つけた企業も存在していることが分かる。

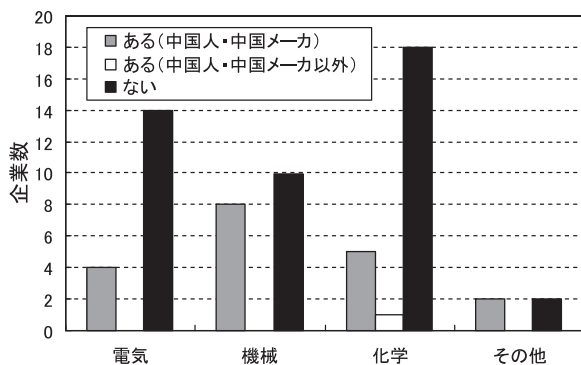


図18 注意を必要とする実用新案の確認の有無

#### 4. 4 中国実用新案による被警告経験調査

図19に中国実用新案による被警告経験の有無を調査した結果を示す。電気系、機械系企業において、中国実用新案で警告された企業が数社存在した。上記被警告の状況とその後の対処については、企業ヒアリング結果を基に第5章に記す。なお、ヒアリングの結果、警告者は全て中国国内の権利者であることが分かった。

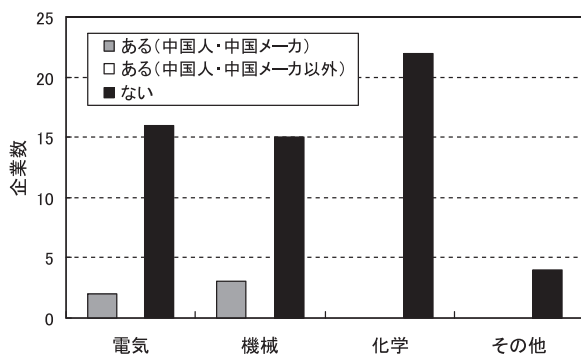


図19 中国実用新案での被警告経験状況

### 5. 日本企業の対応状況

上述のアンケート結果などから中国の実用新案を積極的に利用している日本企業、又は中国企業（個人発明家）に権利行使を受けた日本企業に対して別途ヒアリングを実施したので以下

に紹介する。

#### 5. 1 電気系企業A社

電気系企業であるA社は、中国で製品を販売したところ、中国メーカーから実用新案権に基づく侵害訴訟を提起された。

A社は、対抗措置として無効審判を請求したが、実用新案を無効にするために利用できる引用文献数が1、または2に限定されるため、全ての請求項を無効にすることができなかった。

A社では、中国で訴訟を受けた際の初動を迅速にするため、訴訟手続のフローチャートを作成したようである。また今後、個人から訴訟を起こされる可能性も視野に入れ、地方の訴訟系弁護士事務所の調査も始めたとのことである。

一方、出願については、翻訳に費用が掛かるため、特許に比べて実用新案は思ったほど安くはならないとのことだが、技術分野によって特許と実用新案とを使い分けて出願しているとのことである。

例えば、他社に模倣されやすく、技術水準が低いような技術分野については実用新案を利用する等である。

また、中国現地で生じたアイデアは、殆ど実用新案として出願しているとのことである。

#### 5. 2 機械系企業B社

機械系企業であるB社の中国現地法人は、中国のみに出願された実用新案1件で中国の個人発明家から警告され、その後行政機関に救済手続きを申立てられた。警告に使われた実用新案の存在を事前に把握してはいなかったが、この実用新案は、中国でも公知技術であり、無効審判で無効化することができた。しかしながら中国における無効審判事件は初めての経験であり、手続面での不安があったようである。

現在では、中国の特許・実用新案のリスク管理を本格化しているとのことである。特に、中



国では、個人発明家を中心とした実用新案が多数存在し、その対応が課題であると認識している。

### 5. 3 機械系企業C社

機械系企業であるC社は、中国において自社製品を他社に模倣されるという被害にあった。当時C社は、中国においては特許のみ出願しており、実用新案は出願していなかった。ここで、当時の中国では特許の審査に時間がかかっており、C社の特許出願は審査中であり権利化されていない状態であった。従って、模倣品対策としてのC社の有する特許網は不十分な状態であった。

このような事態を打破するため、C社では特実併願を利用し、実用新案で早期権利化を図りつつ、特許の登録後は特許に切り替えるという出願戦略をとり、特許網の構築を行った。ここでC社は、対象となる案件が技術水準の低いものではなく、早期権利化が必要な案件を特実併願とした。

なお、中国の特許の審査期間は従来よりも短縮されてきており、現在C社では、特実併願の利用は行っていない。一方で、製品に付随するアクセサリ類のような、中国において模倣されやすく、ライフサイクルが短く、技術水準の低いものについては実用新案出願をしているようである。

### 5. 4 機械系企業D社

機械系企業であるD社は、製品の外観部分を中国企業に模倣された。更にその中国企業は、D社の取扱説明書までも流用して模倣品の取扱説明書とするなど悪質な行為を実施していた。しかしながらD社は、中国において当該製品にかかる特許、実用新案、意匠などの専利権を有しておらず、中国企業に対して対抗措置をとることができなかった。

そこで、D社では、製品のモデルチェンジのタイミングで、製品の外観部分にかかる特徴を実用新案として数十件出願して実用新案網を構築した。ここで、実用新案を出願するにあたり、D社では、製品を複数の部品としてとらえ、部品の形状・構造にかかる特徴をことごとく出願した。また、出願にかかる費用を抑えるため、発明者に特徴部分を簡単にまとめさせ、中国現地スタッフにそれを翻訳させて実用新案出願した。そして、これらの実用新案が登録された以降、この中国企業による模倣はなくなったとのことである。

なお、現在D社では、審査の早期化により早期権利化のみを目的とした実用新案は不要と判断して、中国で販売することが確実なものについては特許出願することにし、販売するか未定であるが販売可能性がゼロでないものについてはコスト低減も考慮して実用新案出願するように出願戦略を変更したとのことである。

### 5. 5 機械系企業E社

機械系企業であるE社は、従前からあり、構造が比較的複雑でない製品について中国で模倣品の被害にあった。

当時E社はこの製品に関する特許権・実用新案権を有していなかったため、商標権による行政処分の請求を行った。しかしながら模倣品製造会社は、使用商標を巧みに変更したため、E社は、商標権による行政処分が困難となり、模倣品の製造販売をやめさせることはできなかった。そこで、商標権の争いの後に出願した意匠権による行政処分の請求を知識産権局に行った。

一方で、模倣品製造会社は、商標権の争いの後、明らかにE社製品を技術的範囲に含む実用新案を出願し、それに基づいて行政処分の請求を知識産権局に行った。

最終的には、両社は知識産権局の和解勧告を

受け入れて和解したものの、E社は、「模倣品製造会社による模倣の実用新案の下位クレームを中国実用新案の進歩性基準に照らして無効にすることができたかどうかはわからない」、「中国で販売する製品については、専利権を有していれば模倣品対策が有利になる」とコメントしている。

E社では、本事件をきっかけとして中国における出願戦略を改め、中国で販売するような製品については、技術水準が低く通常は特許出願しないようなアイデアであっても実用新案出願を積極的に行うことにした。更に、製品の外観については意匠出願だけでなく、実用新案明細書中に余すところなく記載する（後願排除）という対策をしている。

これにより模倣品対策として特許権・実用新案権・意匠権を取得するだけでなく、模倣出願の権利化の阻止も狙っているようである。

## 5. 6 化学系企業F社

化学系企業であるF社は、中国専利法第3次改正をきっかけに、中国への出願戦略の一つとして中国実用新案の出願を開始した。中国実用新案の出願判断基準は、小幅な技術改良により、短期間で新製品が継続的に投入される分野であり、且つ中国国内で製造販売することが確定している製品、又は近い将来にそれが予想される製品を対象としている。このような製品は、早期権利化が必要であり、且つ事業上の重要性も高いことから、原則、特実併願を利用している。特実併願の出願件数は年間5～25件程度である。

実用新案の保護対象は、製品の形状、構造又はそれらの組み合わせに関するものに限定されるため、材料開発を行う化学系企業にとっては、一般的に実用新案のクレーム化が難しいが、例えば、新規材料の採用や材料変更に伴って、その材料が使用される製品の構成が変更される場

合には、その構成上の変更点に着目してクレーム化するなどの工夫をしている。

他社の中国出願のウォッチング調査は、特許だけでなく実用新案も含めて行っており、特定分野に絞って、IPC分類やキーワード検索などでヒットする特許を、知的財産部門と開発部門の双方で定期的にチェックして、内容を把握している。問題となる他社の中国実用新案は今のところ見つかっておらず、権利行使も受けたことはない。

## 6. まとめ

5章で紹介したように、各社中国ビジネスを守るために中国実用新案を積極的に利用している。特に模倣品排除としての実用新案の利用が多くあげられている。

これは、中国においては模倣品が流通しやすいからであろう。

一方で日本企業は、これまでの特許実務上、単純な構造で技術水準が低いと思われるアイデアについては進歩性がないとの判断から出願をあきらめてしまう傾向にある。その結果、模倣されやすい製品は、専利権で保護されないまま中国で販売されている。

しかしながら進歩性の観点で特許としての権利化が厳しいと予想されたとしても、ビジネス上、重要なものであり、模倣品対策が必要となる可能性があるれば、実用新案の出願を検討する価値は十分にあると思われる。

近年の中国は知財大国を目指し、それに伴い中小企業や個人による特許・実用新案・意匠出願が大幅に増加している。この中には、5. 5で述べたような模倣品を製造する会社による模倣品の実用新案も多く含まれるのではないかと考えられる。

模倣品対策として模倣品の製造会社に警告したはよいが、逆に模倣品の製造会社から模倣品の実用新案でカウンターを受けてしまう可能性

がある。しかもその模倣品の実用新案は、製品を少し改変したくらいのレベルであるにも関わらず無効化できない可能性もある。このような模倣品の実用新案による権利行使を阻止するためにも中国での製品出荷の際には、例えば中国市場用のカスタマイズなどのようなちょっとした改変について、日本基準で進歩性がないと判断されるような案件でも、防衛的な意味で実用新案を出願しておく方が好ましいと考える。

通常、日本企業は、日本を第1国出願し、その優先権を主張して中国出願をしている。そのため、進歩性は日本の判断基準で行っている企業が大多数だと思われる。

今回ヒアリングさせて頂いた企業は、日本の判断基準で出願可否を決めるだけでなく、中国での苦い経験に基づき、簡単に出願を断念せず、中国でのビジネスをいかに守るかということ念頭に中国実用新案の出願を行っている所が多かった。

更に、中国では特実併願が活用できる。技術水準が高く、本命は特許での権利化を目指すにせよ、模倣品対策などで早期権利化が必要であれば、特実併願を利用して、まずは実用新案で権利化しておくのも一案である。また、特実併願では権利範囲が同じでなければ別々に登録することが可能であるため、特許・実用新案共に出願当初のクレームは比較的広く作成しておき、進歩性の基準の低い実用新案はそのまま登録し、特許は審査経過を見ながら実用新案を少し狭めたクレームで権利化することにより、特実共に権利化をしておくという手も考えられる。

また、化学系企業の例で挙げたように、そもそも実用新案の主題にならないようなアイデアであっても、視点を変えて、請求範囲を工夫することで実用新案の主題になりえることがある。

一方、リスク対策という面では、訴訟におけ

る手続面の不慣れがあるにもかかわらず、訴訟自体のスピードが非常に速く戸惑ったとの意見もあった。訴訟という局面に至ってもすばやく対応できるように、A社のように訴訟手続のフローの作成や現地弁護士とのコネクションの形成など備えも必要と思われる。

更に、5章で紹介した中国実用新案に基づき権利行使された企業の中には、当該実用新案を事前に把握していないところもあった。その内の数社は中国特許・実用新案のウォッチングの重要性を認識し、ウォッチングの手法を検討しているようである。ここで、ウォッチングに際して、技術的に優れている同業他社を出願人とする特許出願や実用新案出願に的を絞って調査してしまう傾向が強いと思われる。つまり、日米欧を中心とした中国国外の企業や中国国内の企業のうち日本でも有名な企業の中国特許・実用新案をウォッチングしている日本企業が多いのではないかと。しかしながら中国では技術水準の低いものでも実用新案で権利化されているという点を重要視すべきである。つまり、ウォッチング対象として、中国国内を主な主戦場とするような同業他社やその下請け企業、模倣品の製造会社や個人発明家を含むように出願人を限定せずに中国特許・実用新案の調査を行うべきである。

このように、中国への事業進出に際しては、中国の内国人の中国特許・実用新案のウォッチングを行い、リスク管理をすべきである。

しかしながら、中国特許・実用新案は年々増え続け、その件数は膨大であるため、効果的なウォッチング手法については今後の課題である。

## 7. おわりに

以上、本稿では、中国実用新案について、日本企業の利用状況や関心を寄せる事項をアンケート調査すると共に、日本企業の中国実用新案

の利用方法およびウォッチングを含めた第三者出願の対策についてのヒアリングを実施して、その結果および施策を紹介した。

中国実用新案は、今後も増加することが予想され、日本企業としてもその利用方法や第三者出願の対策が益々重要になってくると思われる。本稿がその一助になれば幸いである。

#### 注 記

- 1) 江蘇省南京市中級人民法院2006年8月24日判決 (2003) 寧民三初字第188号

- 2) 中国の実用新案特許の活用, 知財管理 Vol.61 No.1 (2011)  
 3) 中華人民共和国国家知識産権局 統計情報 <http://www.sipo.gov.cn/tjxx/> (参照日: 2012年7月28日)  
 4) JETRO 中国特許制度における実用新案制度に関する調査報告書 [http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/bgs/2010/20100705.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/bgs/2010/20100705.pdf) (参照日: 2012年7月28日)  
 5) 中華人民共和国最高人民法院 白皮書 (2010年) 及び知的財産高等裁判所 統計 [http://www.ip.courts.go.jp/aboutus/stat\\_03.html](http://www.ip.courts.go.jp/aboutus/stat_03.html) (参照日: 2012年7月28日)

表1 中国と日本の実用新案制度の比較

	中国	日本
保護対象	製品の形状, 構造又はそれらの組合せに係る実用に適した新規な技術的考案	物品の形状, 構造又は組合せに係る考案
保護期間	出願日から10年	出願日から10年
出願後補正	自発補正は出願から2ヶ月以内に可能 基礎的要件審査において拒絶理由通知書を受けた場合は, 当該通知書に対する補正が可能	自発補正は出願から1ヶ月以内に可能 基礎的要件審査において補正指令を受けた場合は補正可能
実体審査	無審査主義 (基礎的要件審査のみ)	無審査主義 (基礎的要件審査のみ)
評価書制度	権利行使時の評価書提出義務は無く, 裁判所が要求した場合提出する	評価書を提示して警告した後でなければ権利行使不可
権利行使等における権利者の責任	権利行使後に実用新案権が無効となった場合において, 権利者が悪意で他人に損害を与えたときは賠償責任が生じる	権利行使後に実用新案が無効となった場合は, 権利者が自己の無過失を立証しない限り損害賠償責任が生じる
訂正	・無効審判の審理中に限られる ・訂正の対象は請求の範囲に限られる。一般的には請求項の削除若しくは併合, または技術案の削除に限られる	・実用新案権取得後, 最初の技術評価書の送達日から2ヶ月を経過するか, 無効審判の最初の答弁書提出期間を経過するまではいつでも可能 ・訂正の対象は請求の範囲に限られない。訂正の目的は請求の範囲の減縮, 誤記の訂正, 明瞭でない記載の釈明に限られる
出願変更	出願変更制度無し	・特許, 意匠から実用新案への出願変更は9年6ヶ月以内あるいは最初の拒絶査定送達日から3ヶ月以内ならば可能。 ・実用新案から特許, 意匠出願への変更は, 出願日から3年以内であれば可能
特許制度との関係	・併願 (二重出願) 可能, 二重登録不可 ・同一出願人が特許と実用新案を同時出願する場合, 声明が必要 ・特許が特許される場合, 実用新案権を放棄することにより特許を登録可能である	・併願 (二重出願) 不可, 二重登録不可

(原稿受領日 2012年11月12日)